

奈良県選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

公職の候補者	資金管理団体	
届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
清水勉	清水勉後援会	令和7年2月12日